

平成24年度 京都地方税機構 法人課税事務共同化の取組状況

平成24年11月
京都地方税機構

法人関係税の課税事務については、機構において下記のとおり申告書の一括受付から構成団体への課税データ等の提供に至るまで一連の課税事務処理を行い、構成団体(府・市町村)では調定決議等の意思決定を行っている。

開始当初は、受託業者が業務に不慣れなこともあって処理の遅延等があったが、現時点では安定して処理されてきており、大多数の法人にとって利便性の向上につながっているものと考えているが、機構における申告時納付等が課題と認識しているところである。

今後とも、納税者の利便性を確保しながら、適正な課税に努めていくこととする。

記

1 開始時期

平成24年4月から本格実施(2月から申告案内書を作成し送付)

2 担当職員

本部(法人税務課(府庁西別館4階)) 25名
地方事務所(京都市内を除く各事務所1名) 6名

3 共同化による効果

○ 申告案内書等の作成、送付

従来、京都府及び市町村のそれぞれから同一法人に対して送付していた申告案内書と申告用紙を、機構において一括して作成・合封するとともに、府内にいくつかの支店を有する法人についても合封の上で送付している。

<送付件数> (単位:件)

決算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	累計
件数	2,741	5,018	16,081	4,171	4,969	7,081	4,657	5,876	50,594

○ 申告書等の受付及び電算登録、申告内容の審査

これまで京都府と市町村別に提出されていた申告書を機構申告センター(外部委託業者)において一括して受け付け、申告内容の登録を行っている。

なお、京都府と市町村の窓口では、提出された申告書等を申告センターに回送している。

<受付調定件数(24年4月～9月末実績)> (単位:件)

構成団体	申告書			合計	届出書
	予定・中間	確定	修正等		
府	3,716	36,884	2,962	43,562	/
市町村計	1,486	14,025	1,115	16,626	
合計	5,202	50,909	4,077	60,188	

○ 更正・決定

国税資料、税務署調査、実地調査等に基づき申告内容の調査、照合などを行い、更正・決定等の事務を処理しているが、府市町村同時の課税資料入手・情報共有により、統一的・効率的な事務処理が図られている。

<更正・決定、加算金決定件数(24年4月～10月末実績)> (単位:件)

構成団体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
府	61	230	340	414	374	521	409	2,349
市町村計	8	45	43	59	6	65	96	322
合計	69	275	383	473	380	586	505	2,671

○ 未登録法人等調査

京都府内に事務所等を有しながら、京都府又は市町村へ事務所等の設置届出がなされていない法人の捕捉について、機構に集約された京都府・市町村のデータを突合することにより、府又は市町村への未申告法人を捕捉し申告指導を行なった。

なお、次のとおり、申告納付があった(10月末実績)。

- ・市町村分 1 法人 689 千円
- ・京都府分 10 法人 10,780 千円

(上記を含め、現在33社に指導中)